

メキシコ合衆国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項、2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使又は総領事の管轄区域はVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、スペイン語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 ※1 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてースペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※2	4箇月	先例なし	9箇月
VI 大使、総領事の管轄区域	在メキシコ日本国大使	メキシコ(在レオン総領事の管轄に属する地域を除く)	
	在レオン日本国総領事	アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州、ハリスコ州	

VII 中央当局	<p>名 称 General Direction of Legal Affairs Ministry of Foreign Affairs</p> <p>所在地 Ministry of Foreign Affairs Directorate-General of Legal Affairs Plaza Juárez No. 20, Planta Baja, Edificio Tlatelolco Colonia Centro, delegación Cuauhtémoc, C.P. 06010 Mexico, Distrito Federal</p>
----------	---

※1 メキシコ合衆国については、要請書、証明書及び文書の要領（以下、「要請書等」という。）

に英語又はフランス語のほか、スペイン語の記載が必要です。最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係で、要請書等のひな形を用意してありますので、必要な場合はお問い合わせください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路線で囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。